



学校いじめ防止 基本方針



いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加しています。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいます。

そこで、児童生徒たちが意欲をもち、安心して学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

令和5年3月改訂
北海道美唄養護学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間系での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題である事から、児童生徒の発達の段階に応じた男女平等、子ども、高齢者などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

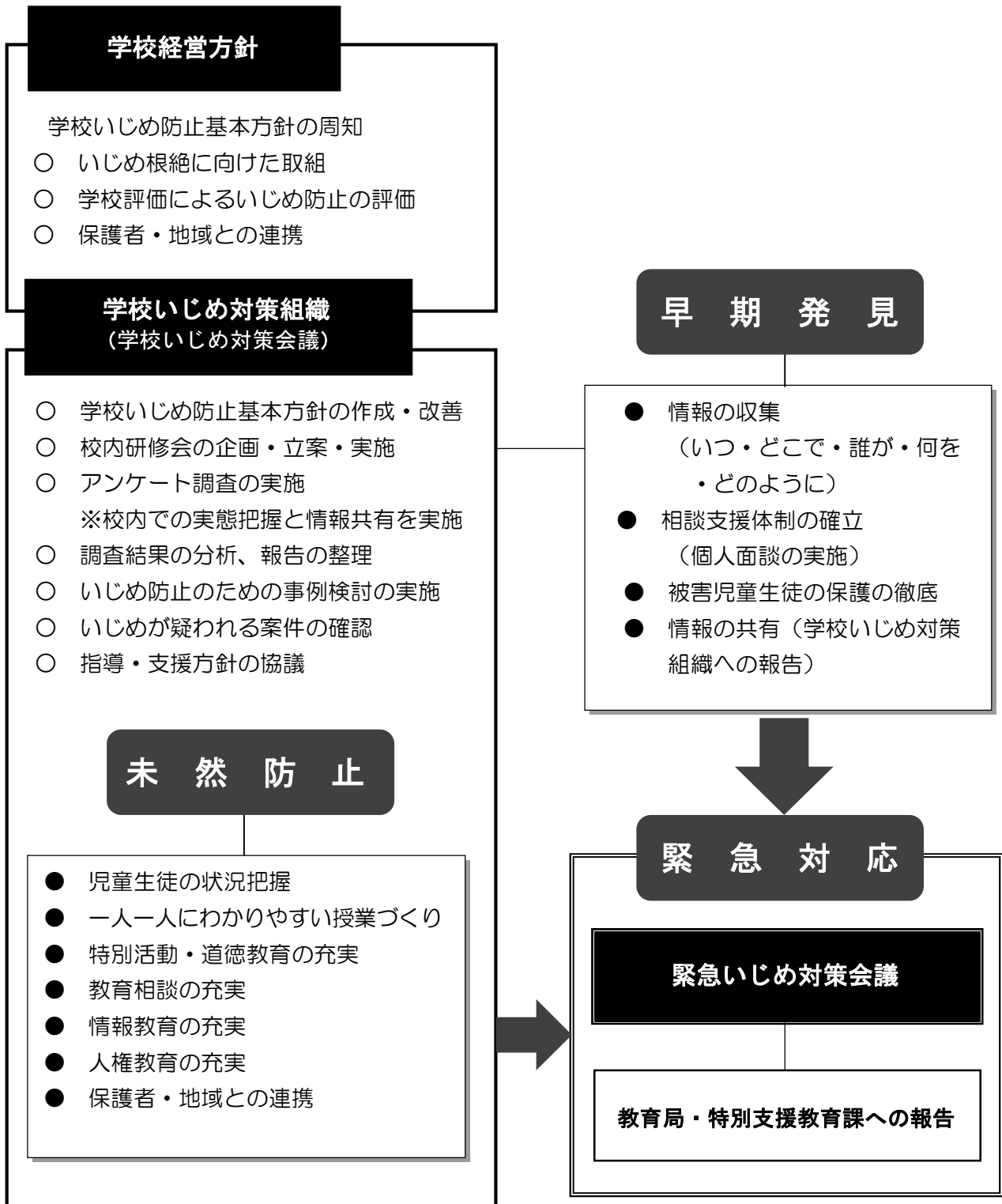
いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ※ ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること

II いじめ防止の指導体制・組織対応

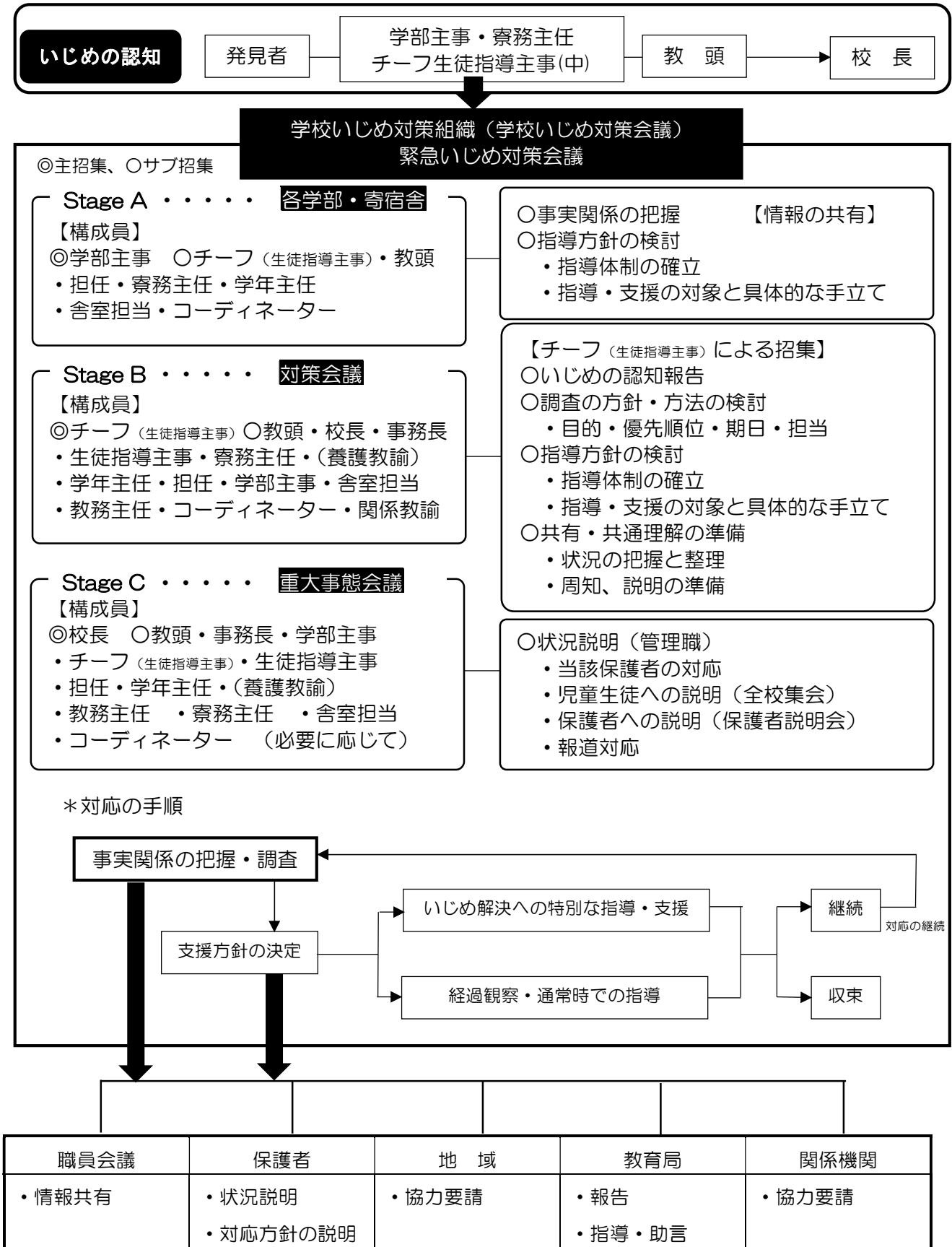
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

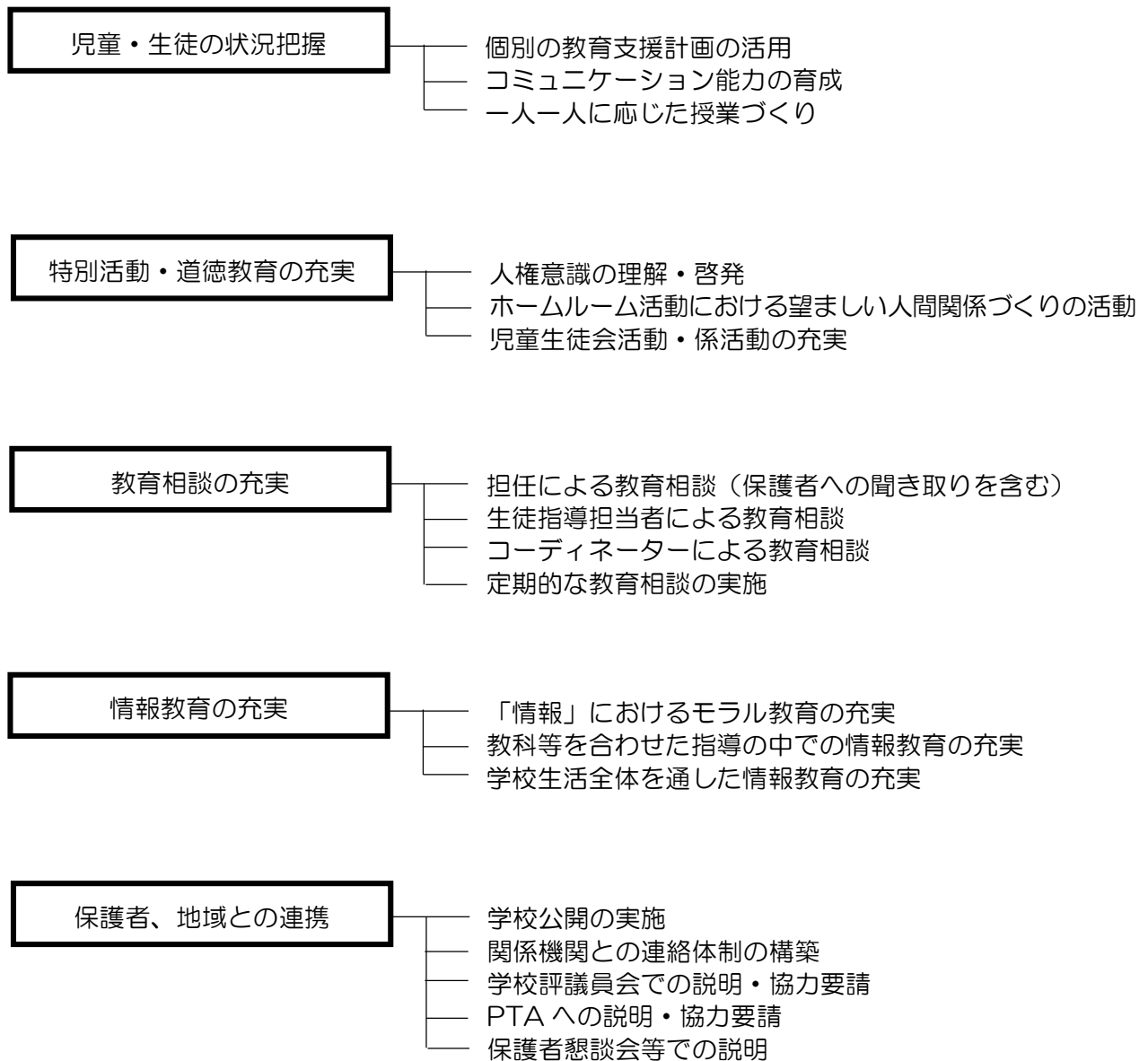
※ いじめに関するどのような小さいことでも、その都度設置者に報告すること



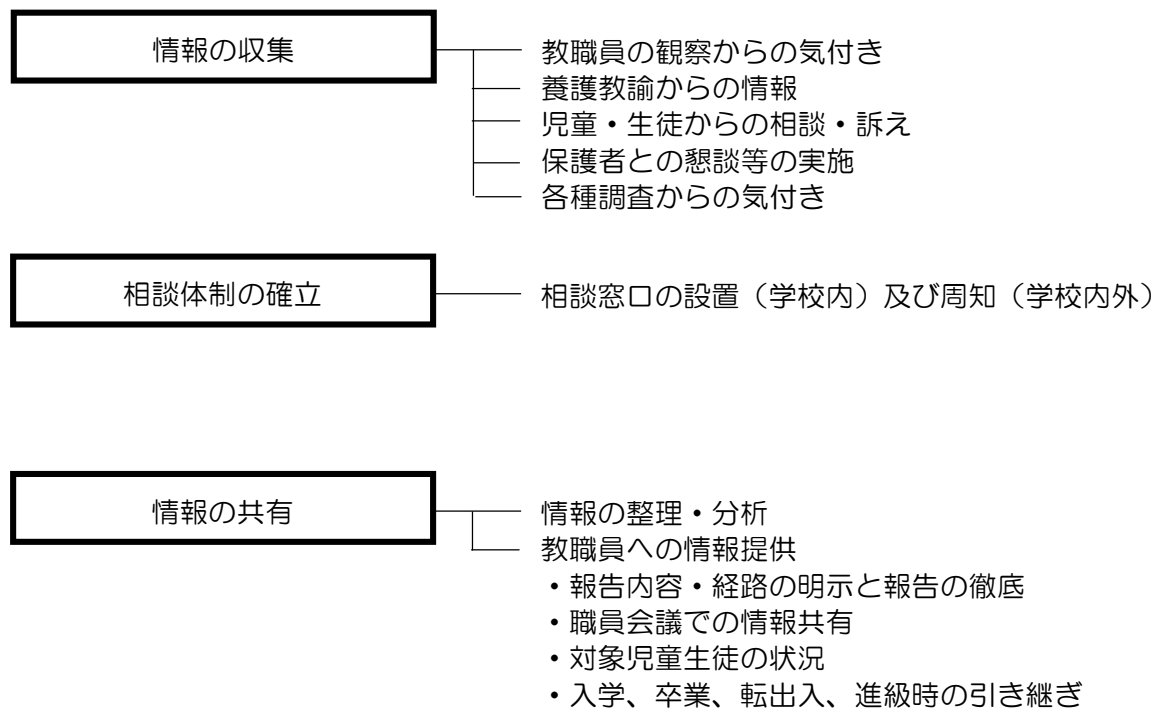
Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応の支援

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応（指導）

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。
- いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の使用する教室への配慮をする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応（再発防止）

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対する支援

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対する助言

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
 - 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
 - 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
 - 保護者の協力が必要であることを伝える。
 - 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。
- 両保護者間での争いが起こることのないよう、事案に関わる情報を両保護者に伝える。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携（所轄警察署への通報）

- 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、所轄警察署に通報し、適切に援助を求められなければならない。
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

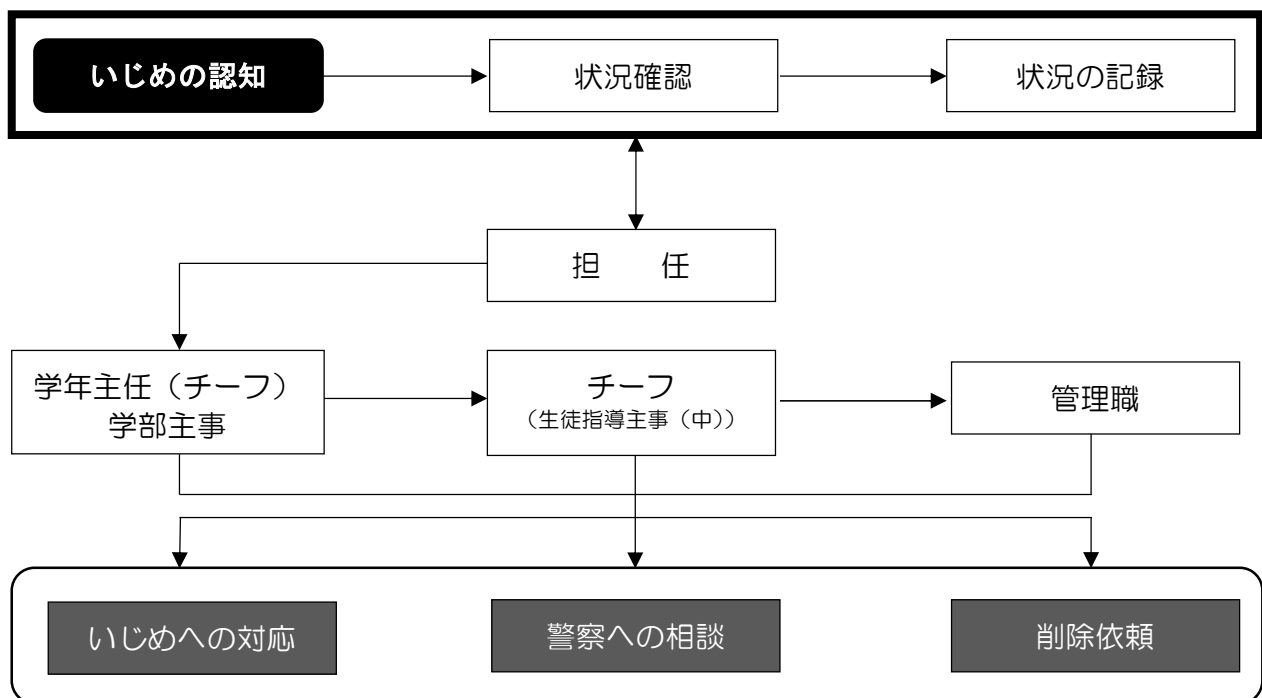
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

VII いじめの解消

平成30年2月の道の基本方針では、いじめの「解消」の判断基準を設けることとし、いじめが「解消している」状態として、次の2つの要件を示している。

その1 いじめに係る行為が止んでいること

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
(※少なくとも3か月を目安)
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合もありえることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの早期発見のためのチェックリスト（例）

<記入日 年 月 日>

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	児童生徒氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室 に行きたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又 は訪問する。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられた りする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、 隠されたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕

授業や給食の様子	
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、ほめられたりすると冷やかしかやからかいがある。〔	〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。〔	〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔	〕
<input type="checkbox"/> 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。〔	〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・〔	〕

放課後の様子	
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・〔	〕
<input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。〔	〕
<input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・〔	〕

いじめの問題への対応チェックリスト（例）

<記入日 年 月 日>

このチェックリストは学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員や「学校いじめ対策組織」が使用します。

いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

- 1 教職員集団に関わる要件
 - 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
 - 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
 - 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
 - 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
 - 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的開催されている。
 - 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。
- 2 いじめの早期発見のための要件
 - 児童生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
 - いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
 - 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。
- 3 いじめの事案対処のための要件
 - 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
 - いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
 - 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
 - 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
 - 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。
- 4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件
 - 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
 - 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
 - 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

いじめの防止や事案対処等のための取組

1 教職員の姿勢等

- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がなしか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- 児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- 授業において、児童生徒の一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
- 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

2 他の教職員や外部専門家との情報共有等

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
- 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

3 個々の児童生徒やその保護者への対応

- 児童生徒の発達段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
- 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 児童生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。
- 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- 心配な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。

※参考・参照「北海道いじめ防止基本方針のポイント」北海道教育委員会 平成30年4月

(令和2年2月1日改訂)